

2

捜査の端緒

第1. 捜査の開始

1. 捜査の開始時期

捜査機関が「犯罪があると思料」したとき（189Ⅱ）に開始される

短 司H19-21-①

2. 捜査の端緒

犯罪があるとの疑いを抱くきっかけ・手掛かりのこと

捜査の端緒を得る手段・方法については、特に制限がない 短 司H19-21-

7,H23-21[14]-7

→被害者からの告訴（230）など、法定されている手続に基づいて得ることのみならず、いわゆるタレコミや報道機関の報道などから得ることも可

第2. 各論（法定の手続）

1. 捜査機関が主体となる手続

(1) 検視（229Ⅰ） 短 司H19-21-②

変死者又は変死の疑いのある死体を対象として、犯罪の嫌疑の有無を確認するため、当該死体の状況を調べる処分（司法検視）

cf. 行政検視

公衆衛生や身元の確認等の行政目的で行われる検視

(2) 職務質問（㊦20頁）、自動車検問（㊦33頁） 短 司H19-21-③

2. 犯人や被害者が主体となる手続

(1) 告訴（230～233）

犯罪の被害者（又はその法定代理人等）が、捜査機関に対して犯罪事実を申告し、犯人の訴追ないし処罰を求める手続（あるいは、その旨の意思表示）

※ 親告罪では、公訴を適法に提起するための条件にもなる

論点 告訴を欠く親告罪捜査の可否

I 告訴を得られる可能性が全くない場合

捜査を行うことは許されない

∴ 公訴提起の余地がなく、捜査の必要性も認められない

II 告訴を得られる可能性がある場合

告訴がなされる前から捜査を開始することができる

(理由)

①被疑者及び証拠を保全しておく必要がある

②訴訟条件は、公訴において必要とされる条件である

cf. 「告訴は親告罪の構成要件に非ずして単に該犯罪に対する訴追条件に過ぎざると同時に、司法警察官は犯罪ありと思料したときは捜査をなす職務権限を有するを以て、親告罪に付告訴前に於いても捜査をなすことを得る」(大判昭7.10.31) 〔司H23-21[14]-ウ〕

論点 告訴の客観的不可分 〔司H20-23-I, H24-24-7, 予H27-15-オ〕

I 原則

事 例：Aは、同居していない叔父であるVの筆筒を損壊して中にあった時計を窃取した。Vは、時計が盗まれた点についてのみ告訴をした(筆筒にかかる器物損壊罪と時計にかかる窃盗罪は牽連犯の関係に立つとする)

問題の所在：器物損壊罪は親告罪である(刑法264)が、これも含めて起訴することができるか？

単一の犯罪事実(実体法上一罪を構成する犯罪事実)の一部分についてした告訴は、その全部に対して効力を生じる

(事例の処理) 器物損壊罪についても起訴をすることができる

(理由) 明文はないが、告訴は犯罪事実について訴追を求める意思表示であり、被害者が訴追の範囲を犯罪事実の一部に限定することは通常考えられない

II 例外

i 複数の犯罪事実がいずれも親告罪であり、被害者を異にする場合(ex. 一つの文書で二人の名誉を毀損した場合)

一方の被害者が告訴をしても、他方の被害者に係る犯罪事実については告訴の効力が及ばない

(理由) 他方の被害者の意思を尊重するため

ii 複数の犯罪事実のうち一部が親告罪であり、残部が非親告罪である場合に、被害者が非親告罪に限定して告訴したとき(ex. 住居侵入と器物損壊のうち、住居侵入部分のみ告訴)

告訴の効力は親告罪の犯罪事実には及ばない

(理由) 被害者の意思を尊重しようとする親告罪の趣旨が失われる

☑ 冒頭の事例は、複数の犯罪事実がいずれも親告罪であるが、被害者を同一にするため、例外 i には該当しない

☑ 冒頭の事例は、複数の犯罪事実の全部が親告罪であるため、例外 ii にも該当しない。なお、同居していない親族との間で犯した窃盗罪は親告罪である(刑法244 II)

論点 告訴の主観的不可分**I 原則**

事 例：AとBが共謀してCの名誉を毀損した場合に、CがAのみを告訴した

問題の所在：名誉毀損罪は親告罪である（刑法232）ところ、告訴がないBについても起訴することができるか？

共犯者の一人に対して行われた告訴は、他の共犯者に対しても効力を生じる（238 I） 短 司H20-23-I

（事例の処理）Bについても起訴することができる

（理由）告訴は、犯罪事実を対象として行うものであって、犯人を対象として行うものではない

II 例外

相対的親告罪（犯人と被害者との間に一定の身分関係がある場合に限って親告罪とされるもの、刑法244条2項など）の共犯者のうち、被害者と身分関係を有しない犯人についてのみ告訴がなされた場合

→被害者と身分関係を有する犯人には告訴の効力が及ばない

短 司H20-23-I

∴ 被害者の意思の尊重

(2) 自首（245）

犯罪事実又は犯人が誰であるかが捜査機関に発覚する前に、犯人が自ら捜査機関に対して自発的に自己の犯罪事実を申告する手続

3. 第三者が主体となる手続**(1) 告発（239）**

第三者（告訴権者及び犯人以外の者）が、捜査機関に対して犯罪事実を申告し、その訴追を求める手続

(2) 請求（237Ⅲ）

特殊な犯罪に関して、一定の機関が、捜査機関に対して犯罪事実を申告し、犯人の訴追を求める手続

ex. 外国国章損壊罪（刑法92）は外国政府の請求を訴訟条件とする